
和歌を伝える聖俗

——テキスト、儀礼、座の荘厳をめぐって——

海野圭介

〈ノートルダム清心女子大学〉

本報告の概要

本報告では、中世において行われた和歌の伝授という儀礼の場（座）の荘厳の有り様とその意義について、遺されたテキストからの幾つかの復元を試み、併せてそれぞれの伝授の場を支える論理の在り方について考えてみたい。

柿本人麻呂（中世には「人丸」の表記が一般的であるため、以降同様の表記を用いる）の肖像を懸け、その影前において営まれる歌会、所謂「人丸影供」^{ひとまるえいこ}は、平安後期に六条藤家^{ろくじょうとうけ}の人々によってはじめられたと伝えられるが、続く鎌倉期を通して殊更にその語をもって語られる例は次第に減少してゆく¹。しかしながら、歌会作法を記す鎌倉後期の歌学書『竹園抄』^{ちくえんしやう}²に記される歌会の様子や、本願寺第3世覚如の生涯を描く『慕婦絵詞』³に描かれた歌会の図に人丸影が添えられるように、人丸影を戴く歌会の作法は、中世期の歌会には不可欠な要素として定着し、以降踏襲されていった⁴。また、歌会の席に懸けられた人丸影には、影前で営まれる種々の「影供」の会が本来目的とした、供養・賛嘆（人丸影に対するこうした例を伝える資料としては、中世期に行われたものとして人丸講式・人丸影供祭文などが伝存している）の対象としての役割ではなく、むしろ、歌会の場を荘厳し、その座を統制する神としての役割が求められるようになっていったと考えられる。

和歌の神としての人丸の影は、鎌倉後期以降、歌会のみならず和歌に関わる様々な儀礼の場に懸けられるようになる。例えば、中世の歌学書『和歌無底抄』^{わがむていしやう}⁵には、上手の歌詠みとなるよう人丸影を懸けて行う一種の祈祷とも言うべき修法の例が記されており、祈願の意図を直接に伝えて興味深い。

和歌を統べる神としての人丸の影は、更には、和歌の修練の過程に執り行われる諸伝授の場、またその極である古今伝授の場にも懸けられ、その空間をも荘厳する役割を担うこととなる。

古今の秘説を巡る師資相承の伝授である古今伝授は、『古今集』に纏わる様々な言説と典籍類によって支えられるが、仏教修法における儀軌のような役割を果たした資料は存在しない。よって、伝授の場の実際を復元することは容易ではないが、その作法を記した切紙や実際の伝授の様子を描く道場図も幾らか遺されており、そうした断片的資料を付き合わせることで、伝授の行われた座の様相の一端を窺うことが可能となる。

本報告では、次の4点の資料を対照することで、和歌の伝授が行われる空間の荘厳の復元を試み、併せてそれぞれの伝授の場を支える論理の在り方について考える。

1 点目は、鎌倉期の古層の伝授（密教的伝授）を伝える資料として、『古今和歌集灌頂口伝』所収の伝授

1 佐々木孝浩「人丸影と讃の歌」（『和歌をひらく』第3巻 和歌の図像学、岩波書店、2006.2）他の一連の人麻呂影供関連の論考参照。
2 日本歌学大系 第3巻所収。
3 続日本絵巻大成 第4巻所収。
4 室町期に作成された多くの和歌作法書・会席作法書にも人丸を掲げる例が散見する。
5 日本歌学大系 第4巻所収。

の次第を確認する。この作法は、宗教環境における灌頂の儀礼を模した作法を伴い伝授を構想するもので、その座には、住吉明神・天照大神・人丸の3神の影が懸けられ、座の荘厳が企図される。「灌頂」の語を冠する種々の伝書の中でも『古今和歌集灌頂口伝』に所収される次第には、住吉明神・天照大神・人丸の3神が起請の対象となっており、人丸についても明らかに神格化が窺われる。

2点目は藤沢山無量光院清浄光寺（神奈川県藤沢市）に伝えられた資料群を確認する。同資料は、室町後期に京都冷泉家より伝授された資料に基づき拡充が図られた資料群である。『古今集藤沢伝』と題される切紙集に収められる次第は、室町末の天正年間における伝授の記録でありながらも、伝授の座は鎌倉期以降に行われた灌頂伝授（密教的伝授）の座に極めて類似しており、室町末における灌頂伝授（密教的伝授）の例としても、また、冷泉家流における伝授形式の解明にも興味深い事例と言える。

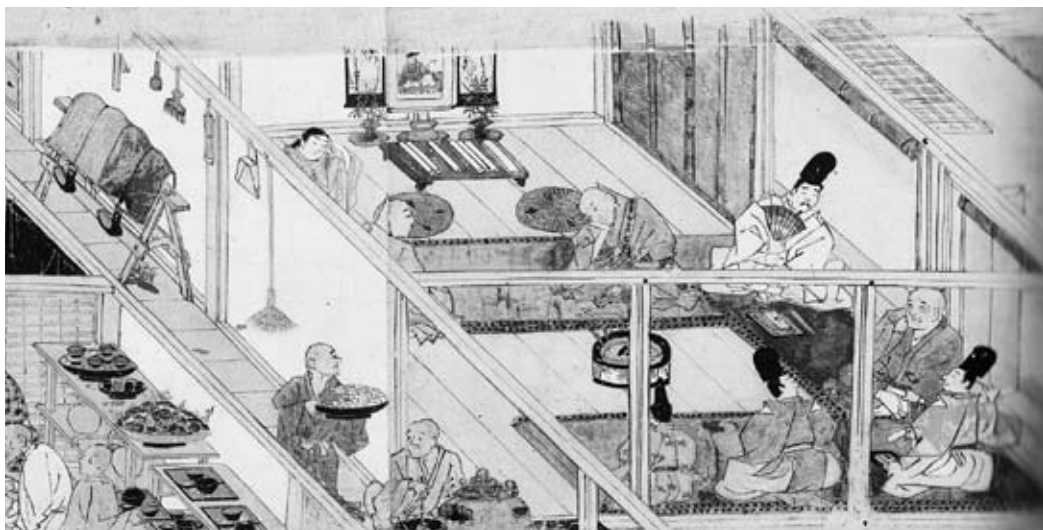
3点目は江戸初期に冷泉家から天台門跡曼殊院（京都府左京区）に伝えられた資料群を確認する。同資料は江戸初の寛永年間に冷泉家庶流藤谷家からの伝授資料を含み、遺品の少ない冷泉家流の伝授の実態解明のためにも注目される。藤谷為賢から良恕親王が相伝された際の道場図が遺されており、座の実際を窺う資料として興味深い。道場には住吉明神・人丸の両神格に加えて俊成・定家・為家の影が懸けられており、宗教環境の儀礼における祖師影と類似する役割が期待されていたと推測される。

4点目は桂宮家につたえられ現在宮内庁書陵部に所蔵される、二条家の流れを汲む三条西家から細川幽齋を経て江戸初期の禁裏に伝えられた資料群である。同資料は、江戸期を通じて禁裏に伝承される所謂「御所伝授」の根幹に位置し、禁裏における伝授は同伝授資料を規範として遂行された。伝授の座の記録は、幽齋による筆記、幽齋より相伝された智仁親王による座敷図、その相伝を受けた後水尾院に関わる座敷図が遺されており、互いの比較検討が可能である。これらは3点共に人丸影と共に三種神器を頂き座の荘厳を試みており、灌頂伝授（密教的伝授）に見られた密教的なイメージは払拭されており、新たに神器による荘厳が企図されている。これは、伝授される切紙のうち君臣秩序を説く切紙のイメージが具現化したものと考えられ、伝授の構想そのものの変化を反映すると考えられる。

和歌の詠まれる空間

本願寺第三世・覚如（1270～1351）の生涯を描く『慕婦絵詞』⁶巻五には、和歌会と覚しき場に集う会衆の姿が描かれる。

資料1 『慕婦絵詞』⁷



6 全10巻。観応二年(1351)作成。巻1・7が失われ、文明十三年(1481)に補作。

7 小松茂美『続日本絵巻大成』第4巻 慕婦絵詞（中央公論社、1985）。

場面を見渡してみると、会所の正面中央に人丸影が据えられ、その両脇に植物（松竹梅カ？）を描く二幅が配されている。人丸影の前には香炉、その両脇には立花の花瓶、その手前には文台が置かれ、上に巻かれて置かれているのは詠草であろう。文台の前には円座が2枚、人丸影の前の上畳で思い悩む躰の法体が覚如であろう。他には畳の上に法体が2人、狩衣姿の俗体が4人、畳から外れて左奥に稚児が1人、談笑した苦吟する会衆の姿が描かれている。

この絵図は、和歌の詠まれる座に集う人々の様子を伝えて興味深いのが、のみならず、歌会の席の設えや作法を窺う点からも貴重である。人丸影を配し和歌を詠む座の設えは、『慕帰絵詞』に隣接する時期に著された歌学書『竹園抄』⁸に記される会席の作法と対照すると、この座に揃えられたそれぞれが欠くことのできない歌会の要素であったことが理解される。

資料2 『竹園抄』⁹

常も被講には五種の事をおこなふべき也。会衆、会所にあつまらざるさきに座席をしたくすべし。そのやうは、まづ人丸を右にかけ、高貴大明神〈住吉の御ことなり〉を左にかくべし。その他の影どもあらば、官階にしたがひて左右にかくべきなり。さて、明神・人丸のまへにふづくへ常のごとし。花がめ・焼香・闕伽あるべし。檀供等常のごとし。つくへのまへに文台をすうべし。文台の左のきはに円座あり。中に礼盤あり。式師の座なり。左右に畳をながくしきて、上臈の座、左右につくりて、そのつぎに管絃者・伽陀師の座をつくるべし。執筆は座不定なり。いづくにもしかるべきなり。[…] 如此して、衆皆あつまりて、座つぼつぼにいたまりて、惣礼の樂をはりて礼盤につくなり。常の作法のごとし。伽陀は若、朗詠の祝言等しかるべきなり。式をはて、読師あゆみよりて、下臈の歌よりはじめて、次第に歌をよみあぐるなり。はじめは、一声さし声、次二返は満座同音にこえをあげて詠なり。[…]

『竹園抄』では、人丸影と共に住吉明神の影を懸けるとするが、その他の手順を辿れば、大凡『慕帰絵詞』に描かれた空間が現出する。成立環境を異にする両書の描く歌会の様子が互いに近似することは、こうした会席の設えが特定の流派に固有のものではなく、鎌倉～南北朝期にかけて、つまりは中世前期に定着した会席の設えの定型であることを意味しよう。

人丸影への祈願と起請

人丸影を懸けて行われる、所謂「人丸影供」は、平安後期に六条藤家の人々によってはじめられたと伝えられているが、先に『慕帰絵詞』『竹園抄』の例で確認したように、鎌倉期には歌会の席に人丸影を懸けることは広く行われるようになり、また歌会のみならず和歌に関わる様々な儀礼が行われるようになっていった。例えば、鎌倉期の伝書である『和歌無底抄』¹⁰には、「人丸奉行念誦次第」と標目の付された修法の次第を記した条目が記される。「能因が抄」に記されていたというこの逸話は、人丸の影を懸け、その前に花瓶を置き、精進した願者が着座し加持を行い、人丸・神・仏・伝教大師を賛嘆する祈願の修法を記し、必ず「歌詠み」になることを保証する。加えて、能因もこの法を用いて和歌の上手となったという。実際に行われていた修法の記録であるのか、或いは観念的に創造された儀礼であったのかは定かではないが¹¹、祈願者の願いの方向性は露わであり、人丸影への祈願の意図を直接に伝えて興味深い。

資料3 『和歌無底抄』巻八

一、人丸奉行念誦次第

8 鎌倉末頃成立。藤原為家の男・為顕（冷泉為相の異母兄）を頂点に仰ぐ為顕流の伝書。三輪正胤『歌学秘伝の研究』（風間書房、1994）pp. 73-184参照。

9 尊経閣文庫蔵『竹苑抄』（元応二年(1320)写）による。三輪正胤『歌学秘伝の研究』p. 37に一部が翻刻される。

10 日本歌学大系 第4巻、pp. 222-223。

11 この儀礼は所謂「人丸講式」の次第であるという指摘もある。三輪正胤『歌学秘伝の研究』p. 293。

或人、能因が抄より出たと申すを、さもある事もやとてこれに注す。若是をおこなはゞ、まづ閑所をあるべかしく一間二間心に任すべし。こしらへて影像をかけたてまつりて、桜の花をもて、其内をかざれ。さくらなくば、時の花を用ゐよ。御前によき花三枝たつなり。次に精進して、浄衣を着し、念誦をもちて影像の前にうるはしく着座せよ。次に右の手に花を一枝もて、其内を加持せよ。

桜ちる木のした風を詠ぜよ。〈但、人の心に可随〉

抑、柿本朝臣あはれみ給ひて、所願をとげしめ給へ。次に神分・惣神分に般若心経七卷可奉誦。次、佛名可奉唱云々。

南無菩薩聖衆 南無一切神祇宿

次南無伝教大師

次勸請歌云、

あしひきのやまよりいづる月まつと人にはいひて君をこそまて

次請得悦歌云、

うれしさをむかしは袖につゝみけりこよひは身にもあまりぬる哉

次念誦歌云、

浅香山かげさへみゆる山の井のあさくは人をおもふものかは

いかるがやとみの小川のたえばこそわがおほきみの御名を忘れめ

次念誦所願歌云、

阿耨多羅三藐三菩提の佛たちわがたつそまに冥加あらせ給へ

此歌を詠じて、心中に歌人なると思ふべし。

次奉送歌云、

わがやどの花見がてらにくる人はちりなむ後ぞこひしかるべき

次廻向歌云、

つのかにのなにはのことかのみならぬあそびたはぶれまてとこそきけ

如此をはりて、日來之間、歌数誦送奉。又さて歌を詠ずる数誦千花可奉誦。諸歌を誦て、并本尊人丸に供也。本住へ帰り給へと思ふべし。此人丸をおこなひ奉れば、必歌誦になる事うたがひなし。よく心に入れておこなへ。能因はこの作法をもて、歌はよくよみけるなり。末代いとけなき人のためなり。

この『和歌無底抄』の記事は、秀歌の詠出を祈願する対照としての役割、つまりは修法の本尊としての役割が人丸影に与えられているのであるが、歌会や和歌の伝授の場においても人丸影は「本尊」と呼ばれるようになる。鎌倉末頃に主として関東を中心に活動した、藤原為顕（生没年未詳）流の伝書と考えられている『古今和歌集灌頂口伝』に収められる「古今相伝灌頂次第」には、「灌頂」の語を伴って記される和歌の伝授の場（「道場」と称される）の設えがこと細かに記されている。

資料4 『古今和歌集灌頂口伝』¹²所収「古今相伝灌頂次第」

先ヅ道場ヲ清メ、後ニ本尊ヲ懸ケ奉ベシ。

本尊次第 住吉明神・天照大神・柿下大夫人丸

伝、菓子六合 内赤三合 白三合

本尊前、金錢九文 錢賃十貫 染物五 小袖五 絹十疋 布五端 太刀一腰 刀一腰 弓箭一具 壇紙十帖 厚紙卅帖 雜紙五十帖 扇三本

師前 錢五貫 染物三 小袖二 絹五疋 馬一疋 太刀一 刀一腰 壇紙五帖 厚紙十帖 雜紙卅帖 白米五斗 帯一尺

12 片桐洋一『中世古今集注釈書解題』第5巻（赤尾照文堂、1986.1）。

白布三 一ヲ本尊 御前ヲツムベシ。一端ヲバ師下ニ敷ク。一端ヲバ弟子敷ク也。

但シ此如ク云ヘドモ、器量ニ非仁者、努々授クベカラズ。器量ノ仁トハ、一ニハ器量、二ニハ高運之仁、三ニハ有徳之仁也、共ニ起請文ヲ書カシメテ授クベシ。若シ此旨ニ背キテ違犯セラレシ者ハ、師弟共ニ、今生ニハ天照大神・住吉明神・柿下人丸ノ御罰ヲ蒙リ、後生ニハ無間之底ニ墜チテ在ルベキ也。仍テ灌頂伝受ノ次第、件ノ如シ。

『古今和歌集灌頂口伝』では、住吉明神・天照大神の両神格に加えて、柿下大夫人丸が伝授の場の「本尊」とされている。更に、次第の末尾に「若シ此旨ニ背キテ違犯セラレシ者ハ、師弟共ニ、今生ニハ天照大神・住吉明神・柿下人丸ノ御罰ヲ蒙リ」と記されるように、伝授に対する違背を罰する神格として起請の対象とされており、『古今和歌集灌頂口伝』における人丸は、天照大神・住吉明神の両神格と共に伝授の場を荘厳するとともに、秘密の漏洩を禁じ伝授の秘密を保証する存在として構想されているのである。

和歌の秘伝と伝授作法

宗教的修辭と所作を伴い師資相承された和歌の秘伝の様態とその歴史を、三輪正胤は幾つかの流派への振り分けと次の3期の時代区分により説明した（括弧内は報告者による要約）¹³。

灌頂伝授期（密教修法としての灌頂を模した儀礼を伴い伝授が行われた期間、主として鎌倉期）

切紙伝授期（秘伝の伝達が口伝ではなく、切紙として伝えられた期間、主として室町中期以降）

神道伝授期（神道の理念と儀礼を伴い伝授が行われた期間、主として室町末以降）

これらの変化は時系列に沿って鮮やかに分断されるということとはもとよりなく、前代の様式が継続する中に新たな様式が整えられる形で進行するのは言うまでもない。区分の是非を問う言もあるが¹⁴、むしろ留意すべきは伝授形式の特質として特記される「灌頂」・「切紙」という語が、伝授される内実を象徴しつつも、その遂行される形式（作法）・所作を指す語で語られることであろう。一見抽象的観念を意味するように見える「神道」という語も、切紙の内容を象徴する語として用いられると共に、伝授の行われる設えや所作にも三輪は注目している。

言うまでもなく、ここに述べられる「灌頂」は密教修法における灌頂と同じ意であり、「切紙」も宗教環境における伝授にしばしば認められる伝授の形式である。先に確認した『古今和歌集灌頂口伝』所収の「古今相伝灌頂次第」は、密教的修法の形を模した伝授の様式を伝えており、本尊に守護され、起請に保証された伝授の場を仮構している¹⁵。

このような灌頂伝授（密教的伝授）は、鎌倉期の伝書に多く見られる特質ではあるが、実際には室町期（三輪の区分では新たに興った「切紙伝授」の様式に注目し切紙伝授期と称されるが、厳密な時代区分が不可能であることは三輪も述べている）を通して伝えられていたと考えられる（和歌の伝授が伝授である限りにおいて、神格に守護されるという構造抜きには構想し得なかったとも考えられる）その例として、具体的な次第を伝える例として時宗総本山藤沢山無量光院清浄光寺（神奈川県藤沢市）における伝授の座を確認し、類似の場として天台門跡曼殊院（京都市左京区）の例を取り上げる。この両寺院において行われた古今伝受は、灌頂伝授の作法を下敷きに構想されていると考えられ、その両者に京都の歌道家である冷泉家の関与が想定される点も注意される。次いで、江戸時代の禁裏に伝えられた所謂「御所伝受」の例を先の2例に対比する。

13 三輪正胤『歌学秘伝の研究』（風間書房、1994）pp. 33-72。

14 片桐洋一『柿本人丸異聞』（和泉書院、2003）p. 177。但し、三輪の述べる趣旨は片桐の批判にあるような単純化されたものではない。伝書は、理念的には改変の手が加えられることなく後代へと伝えられるものであり、その実際においても、新たな要素が付加された際にも前代の記事を包含しつつ伝えられてゆくこととなる。敢えて明快な区分を示した三輪の意図は、発展的な史観にあるのではなく、難解かつ膨大な諸伝書の個別の伝本研究から入った三輪の極めて体感的な事実の提示であったと思われる。

15 このような伝授の痕跡を留める伝書の奥書には、密教僧が名を連ねており、その伝播には密教僧の関与が想定されている。

三 条西家から細川幽齋、智仁親王を経て後水尾院から以降の歴代天皇へと伝えられていった伝授は、先の2つの伝授と対比するに、伝授の座の設えに差異が認められるが、それは伝授の構想自体の変化を反映していると考えられる。

藤沢山無量光院清浄光寺における古今伝受

「遊行寺」と通称される時宗総本山藤沢山無量光院清浄光寺（神奈川県藤沢市）は、遊行第4世吞海上人開基と伝える古刹で、関東一帯の同宗を統括するのみならず、全国各地より学僧の集う一大道場であった。歴代の遊行上人には和歌をよくするものもあり、室町後期には京都の和歌宗匠家であった冷泉家より入門があり、また、冷泉家7代冷泉為和（1486～1549）は、25世仏天上人に和歌の作法や口伝を伝えている（それら資料の一部は現在も清浄光寺に伝えられている）¹⁶。

為和が仏天に伝えた伝授切紙は、東京大学史料編纂所に所蔵される正親町家旧蔵資料の中に「冷泉家切紙」（正親町本 12-111）、「永禄切紙」（正親町本 13-132）と上書する切紙があり、また、仏天以降の藤沢における伝授を伝える資料として、天正十九年（1591）に遊行第33世他阿から称念寺其阿に伝えられた切紙を中心に雑纂された天理図書館蔵『古今集藤沢伝』、国文学研究資料館初雁文庫旧蔵『和歌灌頂次第秘密抄』（12・200）に合写される切紙集などが伝存する。これらの資料は、室町末期における関東へ京都文化の伝播の痕跡を伝える資料としても貴重であるが¹⁷、後に禁裏へと伝えられ内容についても、在る程度の研究の蓄積のある二条家流（宗祇—三条西家—細川幽齋—智仁親王—後水尾院）とは異なる冷泉家流の伝授の軌跡を窺う資料としても注目される。

一括される切紙類を一見して印象的なのは、『玉伝神秘巻』等の鎌倉期の伝書に包含される古層の切紙（密教色のつよい灌頂伝授系の切紙）を含み伝えることであるが¹⁸、その特質は、伝授の行われる道場の設えを説く切紙にも顕著である。

資料5 古今和歌集藤沢伝¹⁹

古今和歌集乾口傳之目録等條々略記之

一於口傳輩三種器量可撰之、三善三悪之機其也、三善者第一貴人高位、第二道之達者、第三志真人、達道ナリトモ或高慢、或未練純根愚迷之輩不可授之、又志薄者輕道廢退之基也、不可授之、千金万玉施与スルトモ努々不授之、若此旨不旨不守之者、師弟共尔可蒙冥罰者也、

一可有用意之次第

第一先ツ神道灌頂可窮測底之事并兩部諸尊印明可有傳受之事、

一第二傳授已前三千首和歌奉讀吟之、住吉・玉津嶋并三十番神・人丸等先達可奉手向之事（奉為道冥加可至信心者也）、

一傳受灌頂造〔道〕場、本尊住吉并玉津嶋并和哥三十番神、人丸影可奉請之

一供物者、名香、灯燭、百味珍膳、五菓五色、随分可奉辨備之、

一施財者、金、銀、瑠璃、珠玉、綿、綾、絹布、車、馬、米、錢、奴婢男童僕等可随力也、

一置物、香炉・香合・硯・文臺・新翰墨・針・小刀・壇紙・雜紙、其外由物可依時者也、

16 藤沢市史編さん委員会『藤沢市史』第7巻（藤沢市役所、1980.19）に清浄光寺に伝領される資料の解説がある。

17 これらの切紙類は、川平ひとしによる一連の論考により詳細に分析され、また翻刻が試みられている。川平ひとし「冷泉為和相伝の切紙ならびに古今和歌集藤沢相伝について」（跡見学園女子大学紀要 24、1991.3）、同「資料紹介 正親町家本『永禄切紙』—藤沢における古今伝受関係資料について」（跡見学園女子大学紀要 25、1992.3）、後に、同『中世和歌テキスト論』（笠間書院、2008.5）付載のCD-ROMに所収。

18 清浄光寺に伝えられた古今伝受は、所謂、灌頂伝授として鎌倉末頃に密教寺院に伝えられたと考えられている伝授の流れを直接に継ぐものではなく、室町期になってから歌道家である冷泉家より伝えられたことが川平ひとしにより確認されている。

19 国文学研究資料館蔵初雁文庫本（12-200）。川平ひとし「冷泉為和相伝の切紙ならびに古今和歌集藤沢相伝について」に全文が翻刻される。

一授者、先一七日夜毎日浴水、散花、焼香、礼拝、定座三業呪（廿一反宛）、唵修利〔唵〕々々摩訶修利〔唵修修唵薩婆訶〕・心經并當途王經一千卷漸々讀、

千手大悲呪 毎日七反并十願文

如意輪呪 毎日一千反

慈救呪 毎日一千反

茶枳拈呪 毎日一千三百五十反

五字文殊呪 一七日五十万反

觀音夢授經 三十三反宛

治國利民經 毎日七反宛

定要品偈 毎朝七反宛

自我偈 毎朝七反宛

此外尊法

地藏名号 毎日一万反宛并呪

虚空蔵名号 三十五反并呪

若朗々々詠 毎日七反

右傳授者僧俗共仁精進潔齋、如法正理着新淨衣、三業共相應而不雜余念、撰良辰之、三ケ口傳七ケ切紙可奉頭戴之、但記請文後可傳授々々、若於白地輕勿期者、兩神之冥慮可慎可恐、

右切紙深可禁外覽者也、

天正十九年十二月十六日 遊行卅三世他阿

付属称念寺其阿

この伝授は、「兩部諸尊印明」を伝授するという兩部神道の伝授として構想されている。三千首和歌を吟じ、「住吉」「玉津島」の兩明神、「三十番神」「人丸等先達」に手向けるとされる、これらの神々は「灌頂道場」の「本尊」であるという。「本尊」には、「供物」として「名香」以下が捧げられ、「施財」「置物」等が揃えられる。授者も沐浴・読経等の潔齋が義務づけられ、灌頂伝授の道場全体が神仏によって荘厳されるように構想されている。

この切紙は、室町末の天正十九年(1591)に清浄光寺33世他阿から称念寺其阿に伝授されたものではあるが、その伝授の空間は神格に守護された空間として構想されるなど、先に見た『古今和歌集灌頂口伝』所収の鎌倉期に行われた灌頂伝授の特質を色濃く留めている。これらの座が実際に営まれた記録は確認できていないが、少なくとも室町末の藤沢における古今伝授のイメージとは依然として密教的イメージを纏ったものとしてあったことが確認される。また、和歌史の上からは、冷泉家から伝えられた伝授がそうした古層のイメージを伴うものであったことも留意されてしかるべきであろう。

曼殊院宮良恕の古今伝授

京都市左京区に位置する天台門跡、曼殊院には、桜町天皇により勅封が付された古今伝授関連資料73点²⁰が蔵されている。この一群の資料には、二条流の正統を伝える頓阿（1289～1372）以来の常光院流の伝授を慧恵（1430～1498）より伝えられた青蓮院坊官鳥居小路経厚（1476～1544）が、青蓮院門跡尊鎮親王（1504～1550）に伝えた伝授を含むことから、室町期の謂わば「古層」の伝授の実際を窺うに足る資料として注目

20 重要文化財。江戸時代後期に桜町天皇により勅封され、散逸することなく現在に伝えられている。一部が、新井栄蔵編『曼殊院蔵古今伝授資料1-7』（汲古書院、1990.12-1992.6）として刊行されている。

されてきた²¹が、実際には伝来を異にする数種の伝授資料を取り合わせたもので²²、中に江戸初の寛永四年(1627)に冷泉家庶流藤谷為賢(1593～1653／冷泉為満男)より第28世良恕親王(1574～1643)への伝授に伴い作成された聞書と切紙を含み、室町末から江戸初における冷泉家の伝授を窺う資料としても注目される。

この曼殊院蔵古今伝授資料には良恕伝授の際の「道場図」1鋪(外題に「道場図」とあり)が伝えられている(掲載許可を得ていないため本報告書では図の掲載を割愛する)。

この道場図は、為賢から良恕への伝授が行われた座の様子を記したものであり、実際に営まれた伝授の様子を絵図の形で伝える資料として貴重である。道場図と外題するこの図は、一見して、密教の作法を模すことは明らかであろう。中央に本尊(住吉明神)を配し、左側に人丸影を懸け供物を供え、右側には為家・俊成・定家の御子左家3代の影を懸ける。住吉明神・人丸の両神に和歌の道の先達である俊成・定家・為家の影を併せて懸ける例は他に類例が認められないが、これも印象としては、歴代祖師の影によって荘厳された宗教環境における灌頂儀礼に類似する。

更に注目されるのは、歌道家宗匠として伝授を受ける立場にあった藤谷為賢の座が「阿サリノ座」と記され、伝法阿闍梨に擬されていることであり、座の荘厳が宗教的環境を模すのみならず、伝授の座の構想自体が宗教儀礼を以て構想されていたことが確認される。

禁裏における伝授の座敷

天正二年(1574)に、三条西実枝(1511～1579)から細川幽斎(1534～1610)が相伝した資料を含む古今伝授資料は、三条西家から禁裏へと伝わり江戸時代の禁裏・仙洞で受け継がれた伝授資料で、現在は宮内庁書陵部に所蔵されている(「古今伝授資料 慶長五寛永四」(501・420))。同資料は、「御所伝授」と通称される天皇・上皇の間で伝えられた伝授の基盤となった資料群である。

実枝から幽斎へ伝授の座敷の様子は、「古今伝授座敷模様」と題された資料(幽斎自筆)により窺うことができる。

資料6 宮内庁書陵部蔵「古今伝授座敷模様」1通

天正二歳在甲戌六月十七日
古今集切紙、於勝龍寺城、殿主
従三條大納言殿、御伝授
座敷者、殿主上壇、東面人丸像
掛之〈隆信筆／着色〉、置机子於正面香炉・洗米・
御酒備也、手箱三種神器在也、
張錦於其上置文台、北面巫相御着座、
〈座仁鋪／布一端〉、南面藤孝着座〈同鋪布／壺端〉十七日、
切紙十八通、十八日、切紙十通、伝授之功終矣、
幽斎伝授之次第、令書写畢
慶長七年八月十四日 (花押)
一校畢

実枝、幽斎の間に人丸影が懸けられ、その前には机子が置かれ、香炉・洗米・酒が備えられ、錦をひいた上に文台が据えられている。人丸影は懸けられてはいるものの他の神仏の勧請を意図する神影の類は懸けら

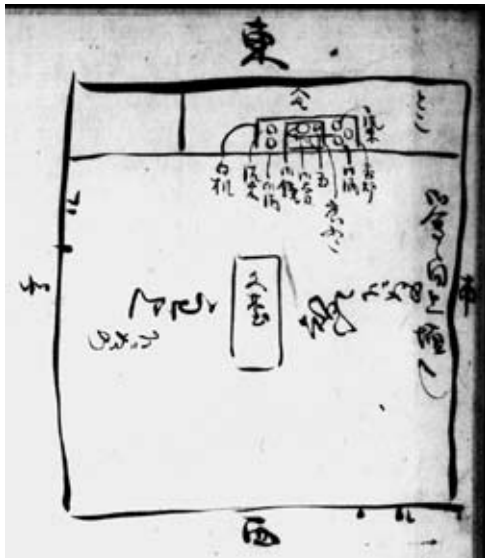
21 『月刊 文化財』(第一法規出版、1975.5)。

22 新井栄蔵「桜町上皇勅封曼殊院蔵古今伝授一箱一曼殊院本古今伝授関係資料七十三種をめぐって」(国語国文 45-7、1976.7)。

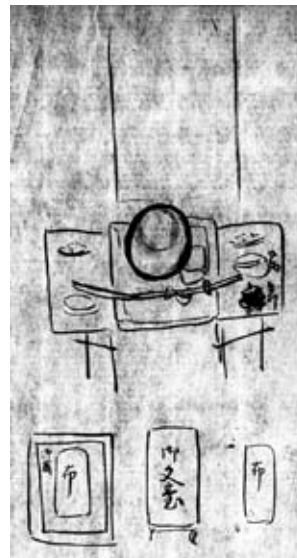
れず、簡素な印象をうける。従来の伝授の記事に見られない要素として、机子に次いで記される「手箱」に入れられた「三種神器」がある。「三種神器」は通例、天皇即位に際して継承される八咫鏡・天叢雲剣・八尺瓊勾玉を指すが、当然ながらここでは神器そのものではなくそれを模したものが用意されたのであろう。

この実枝一幽齋の伝授に行われた、三種の神器を取り揃えておこなわれる古今伝受の作法は、幽齋から伝授した智仁親王が後水尾院へと行った伝受の次第である『禁裏御講積次第』（502・420）に付載される座敷図に「玉」「御太刀」「御鏡」が人丸影の前に披露されており、後水尾院²³より伝授を伝えられた日野弘資の記録である宮内庁書陵部蔵『古今伝受之儀』（B6・447）にも同様の図が添えられるなど、禁裏における伝授において踏襲されていたことが確認される。

資料7 宮内庁書陵部蔵『禁裏御講積次第』



資料8 宮内庁書陵部蔵「古今伝受之儀」



三種神器と古今伝受とは一見何の関連もなく、単に伝授の権威付けのためのみに即位儀礼の荘厳のかたちが借用されているようにも見えるが、この三種の神器を以て座の荘厳を試みる伝授作法は、『古今集』の伝授に際し伝えられる^{きりがみ}切紙と称される秘説を記す文書のうち、3つの木と3つの鳥を読み込む歌の秘伝を説く、^{さんちやう}三鳥・^{さんぼく}三木の切紙による理念に基づくと考えられる。その秘説を伴う三鳥・三木の和歌とは次の6首である。

資料9 『古今和歌集』

28 百千鳥さへづる春は物ごとにあらたまれども我ぞふり行く (春上・題不知・読人不知)

29 をちこちのたつきもしらぬ山中におぼつかなくも呼子鳥かな (春上・題不知・読人不知)

208 我が門に姪名負鳥のなくなへにけさ吹く風に雁はきにけり (秋上・題不知・読人不知)

431 み吉野のよしののたきにうかびいづるあわをかたまのきゆと見つらむ
(物名・をがたまの木・紀友則)

445 花の木にあらざらめどもさきにけりふりにしこのみなるときもがな
(物名・二条の後春宮のみやすん所と申しける時に、めどにけづり花させりけるをよませたまひける・文屋康秀)

449 うばたまの夢になにかはなぐさまむうつつにだにもあかぬ心は (物名・かはなぐさ・清原深養父)

これらの和歌に読み込まれた「百千鳥」^{ももちどり}「呼子鳥」^{よぶこどり}「姪名負鳥」^{いなおうせどり}、「をがたまの木」「めどにけづり花」「かは

²³ 後水尾院の古今伝受については、海野圭介「後水尾院の古今伝受一寛文四年の伝授を中心に」（『講座 平安文学論究』第15輯（風間書房、2001.2）参照。

な草」という奇妙な名を持つ鳥と草木をめぐり、鎌倉以降の古今集の注釈活動で盛んにその実態の比定が行われてきた。御所伝受の基盤となった、細川幽齋へと伝えられた三条西実枝自筆の「当流切紙」²⁴と題される切紙には次のような解釈が段階を踏んだ重層的な説として示されている。

資料10 『当流切紙』の内「鳥之積」

九 鳥之積

姪名負鳥

庭敵 此鳥ノ風情ヲ見テ、神代ニミトノマクハヒアリ。是ニ依テ是名ヲ得タリ。秋ハ年中ノ衰ヘ行ク境也。此零落ノ道ヲ興ス所、此帝心也。仍入秋部 今上

呼子鳥

筒鳥 ツ、トナキテ人ヲ呼ニ似タリ。依之有此名。時節ヲ得テ人ニ告教ル心ヲ執政ニ警フ。帝ノ心ヲ性トシテ時節ニ応スル下治ノ心也 関白

百千鳥

春ハ万ノ鳥ノサヘツレハ百千鳥ト云。仍テ此名アリ。万機扶翼ノ教令ヲ聞テ百寮各々ノ事ヲ成スカ如ク春来テ百千ノ諸鳥囀ト云心也。 臣

資料11 『当流切紙』切紙十八通の内「重大事」

四 重大事

御賀玉木

内侍所

妻戸削花

神璽

賀和嫁

宝剣

資料12 『当流切紙』の内「重之口伝」

六 重之口伝 極

重大事口伝 此切紙ハ前ノ三ケノ子細ヲ明ス也。仮令前ノ切紙ハ喩ヘ也。三種ノ神器ヲ可顕之義也。

内侍所 正直 鏡ニテ座ス。真躰中ニ含メリ。鏡ノ本躰ハ空虚ニシテ而モ能万象ヲ備ヘタリ。此理ヲノツカラ正直ナル物也。畢竟一切皆正直ヨリ起ル。此義深く秘シ深く思ヘシ。

神璽 慈悲 玉也。陰陽和合シテ玉トナル也。神代ニ日神ト素戔鳴尊ト御中違之時、玉ト剣トヲ取替給テ、御中ナヲラセ給事アリ。是陰陽ノ表事也。

宝剣 征伐 凡ソ剣ハ本水躰也。自水起剣云云。陰ノ形也。爰ヲ以テ征伐ヲ根本トシテ治天下也。[…]

これらの切紙では、三鳥・三木のそれぞれを幾つかの階層をもった比喻の体系としてとらえており、それぞれの段階に応じて対応する事象・事物が説明されている。その対応関係を纏めてみると次の表のようになる。

| | | | |
|----------------|------------|------------|------------|
| 三鳥 (その比喻) | 姪名負鳥 今上 | 呼子鳥 関白 | 百千鳥 臣 |
| 三木 (その説く理念) | 御賀玉木 正直 | 妻戸削花 慈悲 | 加和名草 征伐 |
| 三種の神器 | 内侍所(鏡) | 神璽(玉) | 宝剣 |

三鳥・三木の和歌は共にアレゴリーとしてあり、その指し示す内実は、「正直」「慈悲」「征伐」といった

24 京都大学国語国文学資料叢書40『古今切紙集 宮内庁書陵部蔵』(臨川書店、1983.11)所収。

語彙とその語の意図する働きを、「内侍所」「神璽」「宝剣」、更には「今上（帝）」「関白」「臣」といった語彙と重ね合わせることで、君臣和合の理想を説く理念のアレゴリーとして、またその象徴としての三種神器に比定されることとなる。伝授の座に三種神器を揃える座の荘厳の在り方は、単に王権授受のシンボルとしての三種神器を権威付けのために借用したという外的な要因からではなく、切紙の理念を具象化し、以て座の荘厳を図るという内的必要性によって新たに求められたものであったと考えられる。

イメージとしての君臣の和へ

中世文芸研究の領域に大きな足跡を遺した岡見正男は嘗て、室町期の文学・芸能の特質を述べて「神仏がのぞいている」という印象的な言を遺したが²⁵、まさに伝授は和歌の神々との起請を仲立ちとして行われていた。和歌の伝授は神仏への起請を伴う行為であり、その座に神仏が勧請される（勧請されたイメージされる）こと自体は不自然なことではない。座に降臨する神々諸仏の具象化されたイメージとして神影や人丸影は和歌の座を荘厳する役割を果たしている。

鎌倉期以降行われた灌頂伝授は、その座が神仏に守られ保証されるというイメージを伴う点において、密教的イメージに包括された、いわば様式的には宗教儀礼へと全面的に依拠することにより成立し得る儀礼であった。対して、室町末より江戸期の禁裏に伝承された御所伝授においては、総体としては前代の様式に宮中儀礼としての神道儀礼を模した様式を付加しながらも、宗教的様式の借用によって座の荘厳が図られ座が成立するというよりは、伝授の内実としての切紙の伝える君臣の和するかたちをシンボライズすることに重心が移り、座の荘厳自体が君と臣との大きな物語のアレゴリーとして機能するようになる。神影・人丸影、或いは先達の諸影を取り揃えて行われた灌頂の伝授の場が、和歌の神としての人丸の影と鏡・璽・剣により荘厳されるように変化する伝授の座の荘厳の移り変わりは、神仏の庇護の下に伝えられる神仏授与の秘密といったイメージから、君臣秩序を象徴しその和を説く儀礼としてのイメージへと伝授自体の構想が大きく変化したことを反映していると考えられるのである。

25 岡見正雄「室町ごろ」(『国語国文 20-8、1951.11) 後に、岡見正雄『室町文学の世界—面白の花の都や』(岩波書店、1996.2)に再録。